国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Jークレジット制度）方法論の改定に対する意見募集（パブリックコメント）について概要

1　実施期間　　令和8年1月9日（金）～1月 23 日（金）

2　意見提出件数（者数）　　合計3件

該当箇所	提出された御意見	回答
なし	そもそもの、他人が削減した CO2 量を、売買できるという J-クレジット制度自体に 疑念がある。 現在でも、水田農家の CO2 削減努力には 金が支払われないのに、技術協力した企業には J-クレジットを通して 金が入る。 おかしいではないか。 第一生産者に直接支払われる様、改めるべきだ。 また、J-クレジットは あくまで CO2 削減に対してのみ評価されているが、これではせっかく温暖化自体を抑止する為に作られたグリーン電力証明制度と、整合性が取れない。 J-クレジットでも、原子力発電など CO2 を発生しなくても廃熱や廃棄物処分に大量のエネルギーを消費するものは負の評価とする様、倣うべきだ。 示されている 各種評価・クレジット算定も、CO2 の評価だけでなく、全体が 温暖化抑止に合致しているか、改めるべきだろう。	御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
D)方法論 AG-007	AG-007 について ・3-NOP を使用する場合、搾乳牛と乾乳牛の計算式はあるが、肉用牛のものはない。肉用牛には利用不可（もしくは一般的には使用しない）の資材であれば問題ないが、利用可能な場合は、肉用牛に給餌した場合どのような処置をとればよいか記載したほうが良いのではないか。 ・この方法論の中では畜種の区分が搾乳牛、乾乳牛、肉用牛に分類されているが、ほかの家畜飼料系の方法論では日本国温室効果ガスインベントリ報告書に則った月齢毎に畜種が分類されている。 データ不足かもしれないが、ほかの方法論と同じように日本国温室効果ガスインベントリ報告書に則った分類を目指したほうが良いのではないか。	・本方法論は、計算式に示されたとおり搾乳牛と乾乳牛を対象としたもので、肉用牛は対象としておりません。 ・インベントリでは消化管内発酵に伴う CH4 排出量について乾物摂取量に基づき排出係数が設定されておりますが、本方法論では乾物摂取量のモニタリングを実測等で行うためインベントリの算定区分を直接引用しておりません。

A) 実施規程 B) 方 法 論　EN-S-006	「1. 改定の対象」の A 及び B における、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入終了を受けたベースラインの厳格化においては、当該改定日が、電球形蛍光ランプの製造・輸出入禁止の期間が経過した後であり、現時点で LED の更新を検討している企業・団体においては、検討・実施決定までが半年程度に限定されることになります。 特に、自治体などの公共団体等においては、予算編成までに相当の時間も要することから、経過措置の期間内に意思決定することが困難になることが想定されるとともに、特に削減量が大きい大規模な LED への交換工事などを中心に、6 か月間での完工は困難であると考えられます。 また、蛍光ランプは製造・輸出入が禁止されるのみで使用することが禁止されている訳ではないため、今後も数年程度は蛍光ランプから LED への交換が大半を占めると考えられます。 この場合、これまでは交換による削減分を J-クレジットとして創出できていたものが、改定後は大部分が創出の対象外となり、省エネ性能がより高い LED を導入することに対する意思決定に重大な影響を与え、効率的な省エネ設備の導入ペースが鈍化する可能性があります。 そのため、本制度が、国内における排出削減対策及び吸収源対策を積極的に推進するために実施する国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度であるという趣旨に鑑み、本件の電球形蛍光ランプの事例のように、改定に対応する時間的余裕が無く、かつ制度利用者の意思決定に重大な影響が生じる場合は、柔軟な制度運用がなされるべきと考えます。 以上より、少なくとも電球型蛍光ランプにかかる改定内容の経過措置については、実施要綱の規定にかかわらず、経過措置を 1 年程度とするべきと考えます。	本改定は、電球型蛍光ランプを LED に交換するケースでの排出削減量算定におけるベースライン設備として、電球型蛍光ランプではなく LED を想定することを求めるものであり、そのようなケースでのクレジット創出そのものを不可とするものではありません。 改定がプロジェクト実施（予定）者に影響を及ぼす場合の経過措置を「改定日から 6 ヶ月後の日まで」とすることは、上位文書にて全制度的に定めているところであり、本改定でもそれに従うものとなります。